年貢の納入

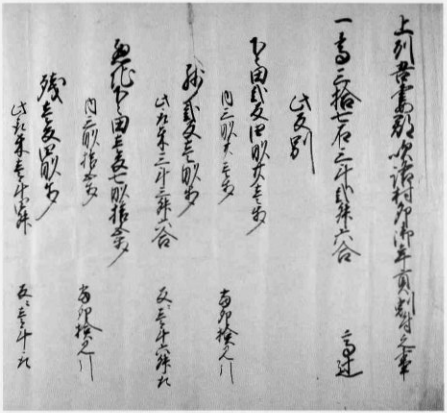

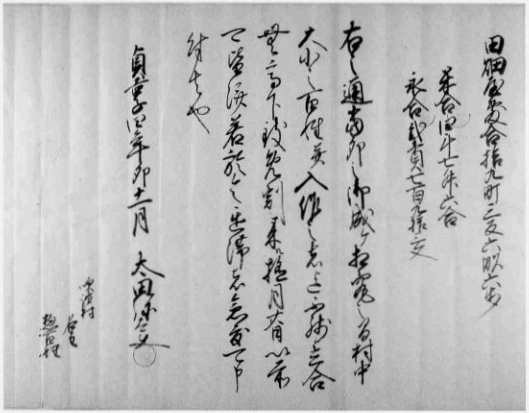

この史料は「年貢割付状」といい、その年に納入すべき年貢額と納期が書かれたもので、秋10・11月中に領主から村々の村役人あてに出されたものです。この割付状は貞享4年（1687）、吹路村（現新治村吹路）のものです。2行目の高37石3斗2升6合とは、吹路村の村高で、反別とは田畑の面積です。成ケとは成毛（成賃）ともいい年貢のことです。この年は米4斗7升6合、永（貨幣で納める年貢）2貫793文を12月20日までに納めるよう通達されています。このように年貢割付状は村あてに来るので（村請制）、毎年村役人たちが村内農民の所持している田畑に応じて同じ割合になるよう納める額を決めていきました。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編4　514～550頁

上州吾妻郡吹路村卯御年貢割付の事

一　高三十七石三斗二升六合　　高辻
　この反別
　下々田二反四畝二十一歩　当卯検見引
　内三畝二十一歩　当卯検見引
　残二反一畝歩
　この取米三斗三升六合　反に一斗六升取
悪地下々田一反七畝十五歩
　内三畝十五歩　当卯検見引
　残一反四畝歩
　この取米一斗四升　反に一斗取

（中略）

田畑屋敷合十九町三反六畝六歩
米合四斗七升六合
永合二貫七百九十三文

右の通り当卯の御成ヶ相究めの間、村中大小の百姓並び入作の者迄残らず立ち合い高下無く免割致し、来る極月二十日以前皆済すべし、若し遅滞せしむるにおいては急度申し付くべき者也

貞享四年卯十一月　　太田弥太夫㊞
　　吹路村
　　名主
　　惣百姓

＊高辻（石高の合計）／検見引（米の収穫前に役人が豊凶を検査し、損耗分を控除すること）／取米（上納すべき年貢米の量）／免割（その年の年貢率を各百姓の持っている石高に割り付けること）／急度（必ず）